令 和 ８ 年 第 ４ 回

八 千 代 市 議 会 定 例 会 議 案

八　千　代　市

目　　次

議案第　1　号	八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1　頁
議案第　2　号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	2　頁
議案第　3　号	令和８年度八千代市一般会計補正予算（第５号）	3　頁
議案第　4　号	令和８年度八千代市一般会計補正予算（第６号）	3　頁
議案第　5　号	令和８年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	3　頁
議案第　6　号	令和８年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	3　頁
議案第　7　号	令和８年度八千代市水道事業会計補正予算（第３号）	3　頁
議案第　8　号	令和８年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第１号）	3　頁
議案第　9　号	議決事件の一部変更について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事）	4　頁
議案第　10　号	議決事件の一部変更について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事）	5　頁
議案第　11　号	議決事件の一部変更について （道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事）	6　頁
議案第　12　号	議決事件の一部変更について （村上橋補修工事）	7　頁
議案第　13　号	議決事件の一部変更について （八千代市新庁舎建設（建築）工事）	8　頁
議案第　14　号	議決事件の一部変更について （八千代市新庁舎建設（電気設備）工事）	9　頁
議案第　15　号	議決事件の一部変更について （八千代市新庁舎建設（機械設備）工事）	10　頁

議案第 16 号　議決事件の一部変更について（市立小学校体育館空調設備整備事業）　11 頁

議案第 17 号　指定管理者の指定について（八千代市総合生涯学習プラザ）　12 頁

議案第 18 号　指定管理者の指定について（八千代市福祉センター）　14 頁

議案第 19 号　指定管理者の指定について（八千代市立緑が丘公民館）　15 頁

議案第 20 号　路線の認定について　16 頁

議案第 21 号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について　17 頁

議案第１号

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市教育支援センターの設置及び管理に関する条例（平成９年八千代市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「八千代市八千代台北８丁目９番１２号」を「八千代市ゆりのき台３丁目７番地３」に改める。

附　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。

提案理由

八千代市教育支援センターを移転するため，条例を改正いたしたい。

議案第２号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和４８年八千代市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては，第１項に規定するもののほか，その周囲において使用する排気ダクト，グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については，前２項に規定するもののほか，前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については，前２項に規定するもののほか，第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については，前２項に規定するもののほか，第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。

提案理由

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定するため，条例を改正いたしたい。

議案第３号　令和８年度八千代市一般会計補正予算（第５号）

議案第４号　令和８年度八千代市一般会計補正予算（第６号）

議案第５号　令和８年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６号　令和８年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　令和８年度八千代市水道事業会計補正予算（第３号）

議案第８号　令和８年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第９号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第２０号契約の締結について（道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　１，２４３，０００，０００円

変更後　　１，４０９，９７５，６００円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき，道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１０号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第２１号契約の締結について（道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　３５４，７５０，０００円

変更後　　３６９，９９４，９００円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（電気設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１１号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第２２号契約の締結について（道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　４５９，８００，０００円

変更後　　４８０，１４１，２００円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき，道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１２号

議決事件の一部変更について

令和３年７月６日に議決された議案第１５号契約の締結について（村上橋補修工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　５７２，４５９，８００円

変更後　　５９１，９９２，５００円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき，村上橋補修工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１３号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第１７号契約の締結について（八千代市新庁舎建設（建築）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　７，８０５，４９０，０００円

変更後　　８，０５０，３６９，８００円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及びインフレスライド条項に基づき，八千代市新庁舎建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１４号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第１８号契約の締結について（八千代市新庁舎建設（電気設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　２，３１０，０００，０００円

変更後　　２，３６５，９９９，９００円

提案理由

インフレスライド条項に基づき，八千代市新庁舎建設（電気設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１５号

議決事件の一部変更について

令和７年９月２９日に議決された議案第１９号契約の締結について（八千代市新庁舎建設（機械設備）工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　２，１１２，０００，０００円

変更後　　２，１７９，３１８，９００円

提案理由

インフレスライド条項及び単品スライド条項に基づき，八千代市新庁舎建設（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１６号

議決事件の一部変更について

令和８年３月２３日に議決された議案第２９号契約の締結について（市立小学校体育館空調設備整備事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

契約金額

変更前　　２，００５，３００，０００円

変更後　　２，１１４，９９２，０００円

提案理由

事業内容の変更に伴い，市立小学校体育館空調設備整備事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第１７号

指定管理者の指定について

市は，次のとおり指定管理者を指定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　公の施設の名称

八千代市総合生涯学習プラザ

２　指定管理者となる団体

共同企業体名　ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ

代表者　東京都中央区新川一丁目２１番２号

セントラルスポーツ株式会社

代表取締役　後　藤　聖　治

構成員　横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号横浜ランドマークタワー

株式会社ハリマビステム

代表取締役社長　阪　本　智　紀

構成員　東京都中野区東中野三丁目１８番１２号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長　井　上　眞　也

構成員　東京都千代田区東神田一丁目７番８号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役　新　倉　恵里子

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

提案理由

八千代市総合生涯学習プラザの指定管理者について，ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズを指定いたしたい。

議案第１８号

指定管理者の指定について

市は，次のとおり指定管理者を指定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　公の施設の名称

八千代市福祉センター

２　指定管理者となる団体

八千代市大和田新田３１２番地５

社会福祉法人　八千代市社会福祉協議会

会長　綱　島　照　雄

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

提案理由

八千代市福祉センターの指定管理者について，八千代市社会福祉協議会を指定いたしたい。

議案第１９号

指定管理者の指定について

市は，次のとおり指定管理者を指定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

１　公の施設の名称

八千代市立緑が丘公民館

２　指定管理者となる団体

共同企業体名　オーエンス・ＴＲＣグループ

代表者　東京都中央区銀座四丁目１２番１５号

株式会社オーエンス

代表取締役　大　木　一　雄

構成員　東京都文京区大塚三丁目１番１号

株式会社図書館流通センター

代表取締役　菅　野　耕　一

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

提案理由

八千代市立緑が丘公民館の指定管理者について，オーエンス・ＴＲＣグループを指定いたしたい。

議案第２０号

路線の認定について

市は，次の路線を市道に認定する。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

記

整理番号	路線名	起点（地番地先）	終点（地番地先）	重要な経過地（地番地先）	備考
700590	上高野214号線	上高野字上谷津台1112番35	上高野字上谷津台1106番8		
700591	上高野215号線	上高野字大野1336番2	上高野字大野1336番5		
400535	緑が丘西145号線	船橋市坪井東六丁目1366番33	船橋市坪井町130番1		
400536	大和田新田498号線	大和田新田字長兵衛野771番12	大和田新田字長兵衛野785番1		
120079	八千代台南79号線	八千代台南三丁目126番12	八千代台南三丁目142番10		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第２１号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により，関係地方公共団体と協議するに当たり，同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月４日提出

八千代市長　服　部　友　則

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」に改め，同表第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」に改め，同表第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市，酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は，令和９年４月１日から施行する。

提案理由

令和９年３月３１日をもって鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴い，千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議をするに当たり，議会の議決を求めたい。